

各位

全3ページ
登録速報(2019-241)
2019年10月 9日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部 普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録（負の登録を含む）となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2019年10月 9日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第10557号

名称：エムダイファー水和剤

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項中、以下を変更し、別紙1【変更後】のとおりとする。

- ① 作物名「りんご」の使用時期「収穫60日前まで」を「収穫30日前まで」、本剤の使用回数およびマンネブを含む農薬の総使用回数「2回以内」を「1回」に変更する。（負の登録）
- ② 作物名「みかん、かんきつ（みかんを除く）、りんご、なし、かき」の使用液量「-」を「200~700L/10a」に変更する。
- ③ 作物名「ばれいしょ、せんきゅう、ばら、きく、カーネーション、チューリップ」の使用液量「-」を「100~300L/10a」に変更する。
- ④ 作物名「すぎ」の使用液量「-」を「300L/10a」に変更する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
農薬登録申請書第8項中、7)を削除し以降を繰り上げ、別紙2【変更後】のとおりとする。

【削除】

- 7) スギの赤枯病の防除に使用する場合は、10アール当り散布液量300Lを基準として散布すること。

別紙 1

【変更後】

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	マンネブを 含む農薬の 総使用回数	
<u>みかん</u>	ミカンザンタニ	1000 倍	<u>200~700L</u> <u>/10a</u>	収穫 60 日前まで	2 回以内	散布	2 回以内	
	小黑点病 黒点病	600~800 倍						
<u>かんきつ</u> <u>(みかんを除く)</u>	ミカンザンタニ	1000 倍		収穫 90 日前まで	2 回以内		2 回以内	
	小黑点病 黒点病	600~800 倍						
<u>りんご</u>	黒点病	400~650 倍		収穫 30 日前まで	<u>1 回</u>		<u>1 回</u>	
<u>なし</u>	赤星病	400~650 倍		収穫 45 日前まで	3 回以内		3 回以内	
<u>かき</u>	落葉病 炭疽病	400~650 倍			2 回以内		2 回以内	
<u>ばれいしょ</u>	疫病	400~650 倍		<u>100~300L</u> <u>/10a</u>	収穫 14 日前まで		7 回以内	7 回以内
<u>せんきゅう</u>	べと病	600 倍		100L/10a	収穫 21 日前まで		4 回以内	4 回以内
とうき		600 倍			収穫 14 日前まで			
<u>ばら</u> <u>きく</u> <u>カーネーション</u>	灰色かび病 炭疽病 べと病 さび病	400~650 倍	<u>100~300L</u> <u>/10a</u>	発病初期	8 回以内	8 回以内		
<u>チューリップ</u>	褐色斑点病	500 倍						
<u>すぎ</u>	赤枯病	400~600 倍	<u>300L/10a</u>	床替活着後				

別紙2

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- 1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 2) 水溶性内袋入りの製剤を使用する場合には、次の事項に注意すること。
 - ①内袋は、ぬれた手で触れないこと。
 - ②内袋は、開封する必要はない。
 - ③外袋の開封後は、一度に使いきることが望ましい。やむを得ず保管する場合でも、できるだけ速やかに使いきること。
 - ④薬液の調製は容器内に所定量の水の3分の1を入れた後、内袋を開封せずにそのまま容器内に投入すること。その後、よく攪拌しながら容器内に水を定量で加えること。
- 3) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 4) 銅を含む薬剤との連用は薬害のおそれがあるのでさけること。それらの薬剤との散布間隔は7日以上おくこと。
- 5) 石灰硫黄合剤、ボルドー液等アルカリ性薬剤との混用はさけること。
- 6) 夏期高温時には、うり類の種類により薬害を生じるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。また花き類などについてもビニールハウス栽培などによる高温多湿の条件下では幼苗に薬害を生じることがあるので注意して散布すること。
- 7) ぶどうには時期により薬害を生じるおそれがあるので、かからないように注意して散布すること。
- 8) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上